

令和 7 年度 鹿児島地方最低賃金審議会
第 2 回 鹿児島県最低賃金専門部会議事録

開 催 日 時	令和 7 年 8 月 5 日 (火) 10 時 00 分 ~ 12 時 18 分	
開 催 場 所	鹿児島合同庁舎第 2 会議室	
出席者	公益委員 (3 名)	川口俊一 松本俊哉 瀬口毅士 (敬称略)
	労側委員 (3 名)	海蔵伸一 白石裕治 眞下浩一 (敬称略)
	使側委員 (3 名)	岩田英明 千代森修一 濱上剛一郎 (敬称略)
	事務局 (3 名)	藤原労働基準部長 小城賃金室長 二石賃金室長補佐
議 題	1 鹿児島県最低賃金の改正審議について 2 その他	
配 付 資 料	1 県内景況 (令和 7 年 7 月) (鹿児島銀行・九州経済研究所) 2 県内雇用失業情勢 (令和 7 年 6 月) (鹿児島労働局定例記者会見資料 : 令和 7 年 8 月 1 日) 3 鹿児島市の消費者物価指数 (令和 7 年 6 月分、鹿児島県) 4 第 6 回目安に関する小委員会配布資料 5 第 7 回目安に関する小委員会配布資料 机上配布 令和 7 年度地域別最低賃金額改定の目安について (答申)	

川口部会長

皆さん、こんにちは。お忙しい中、暑い中、お集まりいただきましてありがとうございます。ただいまから令和 7 年度第 2 回の鹿児島県最低賃金専門部会を開催いたします。

まず、本日の部会の成立などについて、事務局より報告をお願いいたします。

小城賃金室長

本日は、公益委員が現在のところ 2 名、労働者代表委員 3 名、使用者代表委員 3 名の合計 8 名の委員にご出席いただいておりますので、定足数を満たしており、本専門部会が有効に成立しておりますのでご報告いたします。

また、事務局にて本日の会議の開催に先立ち、傍聴及び取材希望について周知を行いましたところ、8 名の傍聴と報道機関 5 社からの取材希望を受け付けており、ただいま待機していただいております。

以上です。

川口部会長

ありがとうございました。本専門部会は成立しているとのことですので、これから審議を始めたいと思います。

今、事務局から話がありましたように本日は傍聴と取材の希望の方がいらっしゃいます。公労使三者がそろって議論を行う場合については公開したいと思いますので、事務局は傍聴希望者と取材希望者を入室させ、会議資料の配付をお願いいたします。

<事務局：傍聴者、取材者を案内>

川口部会長

それでは、議事を再開いたします。

まずは事務局から連絡事項等などございましたら説明をお願いいたします。

小城賃金室長

まず、本日配付の資料につきまして、表紙裏面に記載のとおり、資料1から5の までとなっており、資料1から3が最新の経済情勢等の参考資料、4と5には8月1日及び4日に開催された第6回及び第7回の目安に関する小委員会において配付された資料をつけさせていただいております。

また、昨夜行われました令和7年度地域別最低賃金額改定の目安についての答申に係る資料を机上配付させていただいております。

議題に入る前に、藤原労働基準部長よりご説明させていただきます。

(瀬口委員入室)

藤原労働基準部長

労働基準部長、藤原でございます。おはようございます。説明については、着座にてさせていただきます。

令和7年度、地域別最低賃金額改定の目安答申についてですが、ご存じの方も多いとは思いますが、昨日8月4日にお手元の資料の目安答申のとおり、中央最低賃金審議会会長から厚生労働大臣宛てになされたところでございます。

目安答申の構成に関しましては、ご覧いただくとお分かりになると思いますが、記1として、目安小委員会の結果、2が目安額について、3が地賃に期待すること、4以降に関しましては、政府への最賃引上げに伴う要望という構成となっております。

目安答申の伝達に関しましては、本省から要点など説明を受けて、皆様に伝達する必要がございますので、おって説明させていただくこととしますが、こちらの記1として、令和7年度地域別最低賃金改正については、その金額に関し、意見の一致をみるに至らなかったとなっており、2として、地域別最低賃金審議会における審議に資するため、上記、目安に関する公益委員見解及び中央最低賃金審議会に提示するものとするとしており、2

枚目の別紙1のほうをご覧くださいませでしょうか。こちらに、令和7年度地域別最低賃金額改定の目安に関する公益委員見解がございますので、ご覧ください。

こちらに、1、令和7年度地域別最低賃金改定の引上げの目安は、次の表に掲げる金額とすとなっており、次の表のとおりになっておりますが、Aランクとして63円、Bランクで63円、鹿児島を含むCランクは64円と記載がなされているところがございます。

公益見解の金額に関しての具体的な考え方につきましては、この別紙1の6ページのエのところ各ランクの引上げの目安についてというところがございますが、先ほど申し上げましたように、具体的な説明についてはおってさせていただきたいと思ひます。

なお、説明方法についてなのですが、現時点で審議日程も限りがあることから、8日以前に説明内容が把握できた場合は、本審で説明していた対応とは異なるのですが、メール等により行なわせていただくこととしたいと考えておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願ひいたします。

私からは以上となります。

川口部会長

ありがとうございました。

ただいま部長から報告、説明等ございました。この件に関しては何かございますか。よろしいですかね。

(質問等なし)

川口部会長

それでは、本日の議題であります鹿児島県最低賃金の改正審議に入ります。

審議に入ります前に前回、参考人の方々からの意見陳述を受けた後、まず、労働者側からの基本的な考え方を述べられました。確認しておきたいと思ひます。

まず、労働者側の主張として、日本経済の自立的成長に向けては人への投資が不可欠であり、その重要な要素たる最低賃金の引上げが必要とされる。その水準については、生存権を確保した上での労働の対価にふさわしいナショナルミニマムとしての公労使三者構成原則の下、真摯な議論を積み重ねるべきであるということ。

2点目は、今年度、鹿児島県においては、時給1,000円を通過点にしなければならない。現在の賃金においては、いわゆるワーキングプアの水準にとどまっている。この収入だけでは、自らの生活維持、将来のための貯蓄が極めて困難であり、生存権を確保した上での最賃法1条が目的とする労働者の生活の安定を図ることは困難な状況であり、生存権の確保が必要であるということ。

第3点として、物価高対策として、米高騰を筆頭に、食料品、日用品、ガソリンの価格

が急激に上昇しており、生活費の負担が増加している。引上げは、こうした物価上昇時の対応のためには必要であり、物価高が続く中、労働者の生活は厳しさを増しており、とりわけ最賃近傍で働く仲間の暮らしは極めて苦しい。今年最賃引上げの期待感はかつてなく高く、社会に向けての「私の賃金も上がる」という明確なメッセージの発信が必要であるということ。

4点目が、地域間格差の是正も進めなければならない。現在、鹿児島県は時給953円と全国で3番目に低い水準である。昨年の目安はABCランク一律50円の目安額であったが、27地方審議会において、目安答申からの上乗せがあり、BCランクを中心に目安を大幅に上回る金額改定が相次いだ。近年の実績を重く受け止めるべきであり、隣県や都市部への働き手の流出の一因になっていること等から、都市部との格差是正、また、ランク内の額差縮小にもこだわって取り組む必要があるということです。

そして鹿児島県において出生数が9,000人を割って、最少記録を更新し続けており、全国に先駆けて人口減少・高齢化が進行している状況であり、特に新卒者、県外就職割合は約半数を占めるなど、県外への流出は地域の活力低下が懸念されている。

最後に、企業の存在価値、意義、そして、社会責任はどうあるべきかを考えながら、離島を抱えている鹿児島の経済、県民生活を守る、魅力ある鹿児島を目指して審議していきたい。基本的にはこういった考え方を示していただきました。

他方、使用者側の基本的な意見を確認しておきます。

主立った主張として、まず、鹿児島県の最低賃金はこの2年間で一気に100円引き上げられ、影響率は約24%に達し、最賃の引上げを負担とする企業も増えている。

そして、全体とすれば景気は改善傾向ではあるが、物価高が続いており生活者の負担も増えていることから、成長と分配の好循環の実現に向けて最賃を引き上げることの必要性は理解しており、引き上げる企業は積極的に対応すべきだと考えている。

3点目が、近年の引上げペースは速過ぎる上に、原材料高、人手不足などで体力が疲弊し、価格転嫁が進まず、賃上げの余力が乏しい企業も多々出てきている。

4番目が、政府は2020年代に全国平均1,500円を目指すという方針を示したが、民間の全国調査によると対応不可能と答えた企業が約半数だったというアンケート結果もあり、今後の経営を不安視する声も多く聞かれる。

5番目が、最低賃金は法が求める3要素、労働者の生計費、そして労働者の賃金、そして通常の事業の支払い能力に基づき決定されるものであるから、使用者側とすれば、特に企業の支払い能力にしっかりと焦点を当てるべきであり、賃金改定状況調査の第4表を重視するとの考えに変わりはないということです。

6点目が、持続的に賃上げできる環境整備は、なお一層進める必要がある。

7点目が、発行日については、10月にとられることなく地域の実情を勘案した審議を尽くすべきである。

8点目が、事業者は雇用の維持・確保という社会的責任も負っており、引上げ額は、他県の動向も勘案しながら、鹿児島の経済状況にマッチした水準で決定すべきであるということ。

以上、使用者側の前回の基本的な考えを確認したところであります。こういった基本的な考えを前回いただいたかと思えます。

前回の会議におきまして、目安額が出された後に開催されるこの第2回専門部会で具体的な金額の審議に入りたいと思いますので、双方具体的な金額をできれば明示していただきたいとお願いしておりました。

ただし、先ほどの基準部長の報告、説明にもございましたように、中賃の目安答申が昨夜出たばかりということでありまして。

急ではありますが、何かしらご発言、ご意見等ございますでしょうか。

まず、労側いかがですか。

白石委員

白石です。

目安額が昨日深夜発表されたということもありまして、自分達としては、まだ明確な数字というところを対処していないというか、今思考中というようなところで、ある程度金額は頭の中に入れておきながらやってはいたのですが、まだ目安が出た段階ということで金額に関して本日は控えたいと思います。

先般1回目に労働側のスタンスということで発表しましたが、それに補足してデータを基に賃上げに関して説明をしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

川口部会長

補足説明ということですよ。はい。

白石委員

では、労働側としまして、補足説明ということで資料を皆さんにお配りをしております。

まず、最初に1ページ目を開けてもらいまして、最賃の引上げを求める意見書よりの抜粋で、出所としては、第二東京弁護士会のデータになります。最低賃金の位置づけ、家計補助から生計を支える役割へということを出ておりましたので、考え方としては似ているということを出させてもらいました。

黄色のところですが、1980年代になりますと正社員の夫と主婦パートで家計を補助する妻というような家庭が一つの社会モデルとなった。それを基に被扶養者範囲内の社会保険、そして税制などの優遇制度がその典型であって、家計補助であるために賃金水準は低廉であっても問題は生じないというような考えが今までありました。

しかし、1990年代に入りまして、労働分野の規制緩和が進むと、企業は正規から非正規へというようなことで、置き換えにかじを取っております。中、少し省略させてもらいますが、このような流れの中、かつて家計補助的な役割とされてきた非正規労働者の収入は、今や主に世帯の家計を支える生活資金と移行していると書かれております。

厚生労働省の調査によりますと下記の下の図になりますが、2003年には非正規のうち、主な生活収入減が「自分自身の収入」と答えた者は42.8%、そして「配偶者の収入」と答えたものが43.3%、これが2019年には前者のほうが51.8%、そして後者が39.2%と完全に逆転していることになっております。

このように家計の補助型と自立型の割合が逆転したにもかかわらず、最低賃金は家計補助型の水準のままで据え置かれていると。その結果、フルタイムで働いても生活を維持できないワーキングプアの増加が深刻な問題となっているということで、赤の文字に変えておりますが、最低賃金は今や家計補助水準ではなく、生活を支える水準への転換が必要であると書かれております。やはり最低賃金の中で生活することがいかに厳しいというようなところが書かれているのではないかと思っております。

次のページですが、鹿児島弁護士会から出ております。この中身の資料は本審の資料の中でも配られているものではございますが、弁護士会のからも、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を実現することはできないということで、鹿児島の時給953円ではというようなことと、労働者の生計費は直近の調査によれば都市と地方との間でほとんど差がないということと、都市部と比較して住居費が低廉であるものの、公共交通機関の利用が制限されるため、通勤、その他社会生活を営むために、自動車の保有というようなことで余儀なくされているというようなことがあると。そして最後に鹿児島県の最低賃金の大幅な引上げを答申することを強く求めるというようなことが弁護士会のほうからも出ておりますので、よろしく願いいたします。

次に、4ページですが、2 春闘の結果ということで、連合本部が集計しております。最終が7月3日時点ですが、全体で16,356円、率で5.25%、そして昨年度が15,281円、5.10%ということで、昨年を引き続きまして、率も5%台を維持しているということと、その下の有期・短時間のほうを見ますと、時給で66.98円、率で5.81%。そして昨年度が62.70円、5.74%と、こちらも昨年からの賃上げは上昇気流にあるということが連合本部の全体の中でも示されております。

なお連合鹿児島ですが、7月31日時点でまだ交渉をしているところもございまして、連合鹿児島におきましては、賃上げが、14,254円、率として5.57%というような高い数字になっております。昨年の11,917円、4.90%より金額として2,337円高いというようなことになっております。

また、300人未満になりますと11,101円、4.80%と、昨年度が11,874円と5.03%、300人未満ではマイナス773円というようなことになっております。昨年度を上回る賃上げが連合本

部、そして連合鹿児島とも進んでいるというような高い水準になっております。

また、連合鹿児島では、賃上げ率では連合本部を上回るということで5.57%、本部のほうは5.25%ということで、やはり鹿児島の県内においても賃上げが進んでいる状況が分かります。

そして5ページ目に移らせてもらいますが、これは昨年度の実績ですね。平成27年から書いてございます。昨年は51円、率として5.10%、全国平均で1,055円となっておりますが、これも全国の図で、表がABCランクでございます。色が塗ってあるところが、目安以上のところの県になっております。これを見る限り、やはり前回説明をしておりましたが、Cランクの全てが目安以上の高い金額を取っているということで、現在、鹿児島は、時給953円と全国で3番目に低い水準であります。昨年の目安ABCにおいて一律50円の目安額でしたが、27地方審議会におきまして、目安答申の上乗せがあったというようなことと、BCランクにおきましては、大幅に上回る金額が出ているということになります。

直近の実績を重く受け止めながら隣県や都市部への働き手の流出が原因となっていることから、都市部との額差是正、そしてランク内で額差縮小にも取り組む必要があるのではないかということでこの表を示させてもらっております。

次に、6ページに移らせてもらいます。

昨年度の影響率も高いということでございましたが、これは昨年度の影響率を低い順から並べたものになります。鹿児島の場合はCランクで23番目でありまして、影響率が23.88%ということで、影響率自体を見るとちょうど真ん中ぐらいなのかなと。この23.88%が決して全国的には突出して高いというような数字ではなく、一番高かった青森が30.60%、一番低いところで山梨が16.60%ということで、影響率自体も平均のところにはなっていると思っております。影響率はそこまでは突出してないということの説明になります。

次のページになりますが、こちらのほうは鹿児島県のホームページから、産業別、男女別のパートさんの労働ニーズの表になります。

黄色の色つけておりますが、昨年度、パート比率が合計で30.1%。女性が44.3%となっております。そしてこの企業規模で見た場合、事業者の5人以上29人以下というところで見ますと、やはりパートは37.3%、そして女性が54.2%というような形で、労働者全体に占めるパートタイマーの割合は30.1%、そして女性が占める割合は44.3%と事業所が小さい規模ほど、このパート比率が高くなっております。

次のページになっておりますが、物価高というところで説明させてもらいたいと思えます。7月25日の南日本新聞からですが、県内のガソリンは183円40銭と、全国最高が5週連続ということで、これは7月ですが、6月も金額は最高で4週連続ということが出た後に、また、この月で5週連続というようなことが出たと。ガソリン代も一番高いということで、隣の9ページがレギュラーガソリンの価格の表になります。こちらは総務省のほうから引

っ張ってきておりますが、2014年の7月7日から、前半のほうは1年置きぐらいに出しております。直近では1か月置きに出しておりますが、2014年の7月の段階でも、全国が169.7円のところが鹿児島は176.4円と全国的に見ても6.7円高いというところで、この中で全国、北海道東北、そして九州管内の一覧を載せておりますが、やはり鹿児島がずば抜けて高く、やはりガソリン代の高騰も県民の生活を苦しめているということで、この表をつけさせてもらいました。

次に、10ページになりますが、同じように、ハイオク、レギュラー、軽油、灯油という形で、資源エネルギー庁が7月9日現在で出しております。鹿児島はハイオク、レギュラーともに全国的に見ても高いということで、全国の差額がハイオクで9.4円、そしてレギュラーで9.8円、灯油に至っては184円高いということで、やはり全国的にも都市部と違いまして、鹿児島が車社会ということで、ここにも家計の負担が及んでいるという資料をつけさせてもらっております。

11ページになりますが、これは鹿児島県のホームページより地域別物価情報ということで、鹿児島県を地区ごとに鹿児島、南薩、北薩というように分け、これは離島を抱えているのだというようなことでもらっております。家庭用のプロパンガスで見ると、鹿児島だと8,272円というところですが、離島の大島との比較でいきますと1,390円高いというような形で、県のホームページから見たところにおきましても、やはり離島は物価が高いということで、離島こそ最低賃金を引き上げるべきではないのかと、こちらを出させてもらっております。

次の12ページになりますが、こちらも南日本新聞から当用させてもらっております。7月1日の新聞におきまして、食品の値上げは7月で2,105品目、前年比5倍、年間2万円を超えるということです。また、帝国データバンクが発表したものになりますが、その黄色の中ほどですけど、調味料や菓子が中心で原材料費だとか人件費など、幅広く事が広がっているのが原因だと。値上げは2025年累計で2年ぶり2万円を超えるのが確実で、家計負担増が再び鮮明になっている。物価高対策が7月に行われる参院選の争点になりそうだというようなことと、一番下に値上げは当分続く可能性が高いということで、物価高というのは続いていくのだろうなと思っております。7月時点です出したのですが、また、8月1日になりましても、同じく帝国データバンクが、8月も食品の値上げが1,010品目あると。これは続けてということで、なおかつ10月は3,000を超えるということで、やはり原材料の高騰、人手不足が響いているということが書かれております。一番下の帝国データバンクの担当者は、昨年までは価格は維持したままで内容を減らすステルス値上げも見られたが、今年は価格そのものを上げる動きが目立つということで、物価高が続いているということで参考に出させております。

次に14ページ、直近で消費者物価指数の6月分が出ておりますが、資料を作った段階では5月分しか出ておりませんでしたので、5月分の中で、やはり15ページに、これは鹿児

島県のホームページからの鹿児島市の消費者物価指数で、総合指数が110.5と、前月比でプラスの0.3、そして前年同月比としまして、プラスの3.3というような形になっております。特に食料というような面で見ますと、昨年の5月が115.9、今年度になりますと128.5というように高くなっておりますし、全国平均で見ますと全国平均の指数が116.8に対し鹿児島は124.4となっております。同年同月比で見ますと、全国の6.5に比べますと、8.5と全国の平均よりも高い物価指数で進んでいるということが分かると思います。

次のページに行きまして、やはり先ほど言いましたけど、生鮮食料品で見ますと、昨年の同月比が4.7ということになっております。全国がマイナス0.1ということも見据えますと、やはり鹿児島の物価指数は、1年前から比べると相当上がっているという形で、生活を直撃しているのではないかと考えております。

次に、17ページ、同じく南日本新聞からですが、消費者物価3.3%上昇ということで、これは7月の記事になりますが、6月の食糧費の高騰が家計を圧迫という記事が載っております。

次に、18ページになりますが、これは中賃の第2回の目安の小委員会で配られた資料にはなっております。この中でCランクというようなことで見ますと一番右側のほうになりますが、6月時点で全国平均が3.8というようなことでAランクが3.7、Bランク3.5、Cランクは鹿児島も含めまして3.9というような数字になっております。直近でも高い数字を示してはおりますが、2015年からずっと見た場合もCランクは物価指数がAランク、Bランクに比べると高いということが読みとれるかと思っております。

次の表は全国の都道府県の消費者物価指数の推移です。この資料から鹿児島は全国的に2番目に高い数字です。全国平均が3.8、Cランクで3.9というような中で、鹿児島は4.6という数字が25年度直近のデータで出ております。一番高いところは佐賀県におきまして、4.9というような数字が出ております。やはりこの消費者物価も加味しながら考えていかなければならないのかなと考えております。

次の状況が鹿児島県のホームページから出しました。人口流出というようなことで、こちらは毎年出させてもらっておりますが、新規の卒業者の就職内定を見ますと、全体的に令和7年度の県内は男子1,285人、女子1,632人、合計2,917人で、率として49.91です。そして県外に就職は、男子が1,555人、女子が1,372人、合計で2,927人で、新卒の合計で見ると約半数の人間が鹿児島県から出ているということになります。トータルはずっと半分ぐらいでしたが、令和5年、4年は、県内に残る数字が約10%位上がっていました。60.17、60.31です。これはコロナ禍の中で自分のお子さんを県外に出すよりは県内にというような思考もあって、県内に残っているのかなと考えております。

次のページは、ではその流出した人間がどちらに行っているのかということで、これも総務省の住民基本台帳から出しておりますが、鹿児島からは男女ともに福岡が1番、2番が東京、そして3位が宮崎、そして4位が熊本。5位からは少し変動がありますが、大阪、

神奈川、愛知、千葉、埼玉というような形で、やはり九州管内におきましては、福岡、そして東京、宮崎、熊本と、隣県も含めまして、鹿児島県の人口流出が続いているというようなことが分かると思います。

次のページはそれが年齢層としてどれぐらいの年齢帯で移行しているのかというようなデータになります。これを見ますとやはり先ほど新卒者の説明をしましたが、やはり群を抜いているのが20歳から24歳、そして15歳から19歳、15歳から29歳というようなところが群を抜いて鹿児島から転出しているところが年齢別に見てもお分かりだと思います。やはり若い人間をいかに鹿児島に引き止めて、少子化を食い止めるかというようなこともありますので、よろしく願いいたします。

そして23ページが令和6年の賃金構造基本統計調査から出しております。これは男女計ありましたが、女性だけを抜いております。女性は合計で、鹿児島が1,171円で全国の差別的に見ますと、マイナス216円ですが、これが企業規模10人から99人になると、1,107円、そしてマイナス251円、100人から999人、1,000人以上となれば金額も高くなっていくと、やはり事業規模の少ないところほど賃金が低くなっている傾向にあるということで資料に載せております。

続きまして、これは同じように男女のところ載せておりますが、1時間当たりの所定給与額というようなところでいきますと、男女の合計では鹿児島はちょうど真ん中からちょっと上ぐらいですね、1,358円ですが、企業規模が10人から99人は1,140円というようなことですが、100人から999人は1,900円もあって、上位のほうにあります。ここは医療関係でちょっとイレギュラーな数字が出たというようなことを聞いておりますので、100人から999人はちょっと参考にならないのかなというような気がしております。

次に、25ページにおきましては、鹿児島県の労働局の中途採用の賃金情報ということで、直近の25年の1月から25年の3月、そしてこれは3か月おきにデータが出ておりましたので取っておりますが、全国的に見ても中途のところを見ると、直近では238,000円で、女性のほうも203,000円となっておりますが、やはりここもCグループの上のほうにあるのではないかなと思っております。

次に、ハローワークの募集で、ちょっとすいません、長くなっておりますが、出どころはハローワークの鹿児島というようなことで、年齢別の求人賃金を令和5年の9月からそして6年の4月まで出しております。上限でいきますと、最賃との比較が190円というようなことで、上限の平均が190円、そして下限でいきますと87円ということになっております。パートタイム労働者の求人募集の下限額は本年の4月時点で最低賃金額953円を上限で、190円、下限で87円上回っているということになっております。やはり募集金額と最賃との開きがあるのではないかと参考で出させてもらっております。

そして27ページになりますが、ハローワークで鹿児島のデータを産業別に出しているところがございます。産業別で高い、低いというようなところがありますので、ここはお目

通しいただければなと思います。

次に、これも南日本新聞の6月5日の記事。これは鹿銀と九州経済研究所の合同調査で書いてありますが、やはりインパクトの強い記事で、県民の暮らし向きが過去最低ということで書かれております。鹿児島銀行と九州経済研究所の意識調査では将来の経済的な不安要素は物価上昇が81.8%で最多、医療介護の負担増が53.3%ということが書いてあります。最後に家計の回復が鈍い中、米などの食料品や日用品の値上げが続いていると。実質賃金の増加を実感するには程遠い状況ということが書いてあります。やはり家計の回復が鈍い中で、米を含んだ食料品や日用品の値上げの影響じゃないのかなと思っております。

次のページ、同じく南日本新聞からですが、24年度の出生率が全国で70万人を割ったと、鹿児島においては929人減り8,939人ということで最少記録をずっと更新していることが書いてあります。県の子ども政策課では少子化が確実に進行していると、未婚・晩婚化や子育てということで仕事と家庭の両立ということが書いてございます。やはり少子化の中、県外流出も含めてどうしていくのかということも頭に入れながら考えていかなければいけないのかなと思っております。

ちょっと長くなっております。すいません。30ページになります。

これは日銀の生活意識に関するアンケート調査で、暮らし向き、消費意識と物価に対する実感ということで、直近のところで言いますと、現在の暮らし向きは1年対比について、「ゆとりがなくなってきた」という回答が61%と悪化していると書いてありましたので、23年からのデータを使いまして、23年の6月から25年の6月まででいくと、23年の6月が56.8%だったものがどんどん増えていきまして、現在61.0%とゆとりがなくなっていくというようなことがアンケートで分かるのかなと思っております。

次のページが物価に対するもので、物価に対する実感はというようなことです。「上がった」ということでいきますと75.30%、「少し上がった」が20.80%、合わせて96.10%というパーセントです。実感として物価が非常に高くなっているということになります。

同じく、これも23年の6月から、「かなり上がった」というようなところが66.3%から現在75.3%に上がっているというようなことで、やはり意識的に物価が相当上がっているのだということで載せてもらっております。

次のページですが、都道府県最低賃金に対する使側から発行日についてのお話もありましたので、発行日について期日を調べてみました。一番右が令和6年ですが、鹿児島の場合、10月5日に発行ということになっております。この表を全国的に見てもほとんどが10月以内の発行日になっていることが例年行われております。発行日においてもイレギュラーがない限りは10月1日を意識しながら、これに近い発行日を目指していかなければならないということで、過去も含めて全国の発行日を掲載させてもらいました。

次のページが、では過去1年以内の時間当たりの賃金が上がったのはいつですか、ということですが、これは第1回本審の資料を赤の14の5より抜粋していますが、賃

金の上昇は10月と4月ということで、この時期は最低賃金が上がる時期でこの時期で36.2%、4月が春闘時期で14.4%というような形で、やはり認識の中で10月と4月というような、この2つの時期に毎年賃金が上がっているということが認識されているということでお付けしました。

次のページになりますと、最後の最低賃金引上げに対しての見解ということもありますが、今後も最低賃金が引き上がるべきと思うかというところで、「そう思う」、「ややそう思う」が75.9%、そして、今後も最低賃金が引きあがるべきと思う理由は、「現在の最低賃金額は生計を維持するために十分な水準でないから」ということが65.8%と最も多いことになっております。

今後も最低賃金を引き上げるべきと思わない理由は、「最低賃金が引き上がると、その分労働時間を減らさなくてはならないから」が26.2%と最も多くなっております。

そして、次のページが日本経済新聞からですが、利益増でも賃金に回らずということで、労働分配率は昨年度51年ぶりの低水準ということで、賃上げの好循環は道半ばというような形で書いてあります。「企業の内部留保は24年度末時点で636兆円と過去最高を更新する」、「賃上げによる経済の好循環はなお道半ば」で内部留保は最高というような形で利益を取れているというようなことが日経に載っております。

なおかつ、次のページですが、同様に7月27日の毎日新聞に最低賃金の引上げに関して、「物価高に負けない水準を」というようなことが記載されております。真ん中のほうにありますが、「最低賃金は労働者の生活を守るための安全網である」「その役割を最優先に考えるべきだ」。そして、「人材流出に歯止めをかける上でも地方における最低賃金の引上げは重要だ」。最後に、「経営者は、働き手の生活を守るという企業の社会的責務について認識を深めるべきだ」というような形で書いてあります。

長くなりましたが、最後に、前回配られた資料に最低賃金の履行確保の資料が出ていました。その中でやはり私が注目したのは令和6年度におきまして、違反のあった21事業所の中で最低賃金の違反をしたときに、最低金額を知っているところが57.14%、金額は知らないが適用されることを知っているところが33.33%、適用されることを知らなかったというようなところが9.52%あります。

最低賃金違反は毎年10件以上あります。10年たてば100件、20年たてば200件というような形で、例年約1割が法令違反をしておりますが、社会的責任というところで見ますと、最低額を知っているにもかかわらず払わないということは言語道断じゃないのかなと思っておりますが、あとの二つですね、特に最賃が適用されることを知らなかったと。知らなくて経営をしているのかと。ちょっと言葉が悪いですが、やはりここは企業のあるべき姿というか、社会的責務を果たしてないのではないかと思います。最低賃金が適用されることを知らなかったというようなところが会社を運営していいのかなと、素朴な疑問として抱かせてもらいました。

すいません、長くなりましたが、第1回目の基本的なスタンスの中でデータを使いながら補足説明させていただきました。

ありがとうございます。

川口部会長

ありがとうございました。

前段の質問に関しては、目安額が昨夜出たばかりということで、まだ金額の提示まではいかないということで一応報告を受けております。そして、後段の今回の基本的な考えに対する補足説明が、資料を基になされたところでございます。

この説明等に関して、何かございますか。

濱上委員

使用者側、濱上です。

どうもご説明ありがとうございました。意見ということで何点が言わせていただきます。ガソリンをはじめ石油関連のものが、鹿児島が一番高いというお話でございました。それはもちろん家計にも響くわけですが、企業経営にとっても大変な問題ですので、企業の負担というのは非常に大きいということでもあります。

それから、人口流出の話もありましたけれども、最低賃金が低いからということが、どの程度のエビデンスがあるのかはまだ詳細には分かってないというような気がしますし、隣県へのというふうにおっしゃいましたけれども、熊本、宮崎、沖縄は少なくとも鹿児島よりは低いので、そこはご承知おきいただければと思います。

それから、労働分配率の話も日経に出ていましたということですがけれども、これは大企業そのものの話でありまして、鹿児島はほとんど中小企業であります。どの程度の内部留保があるのかは私共も詳細には分かりませんが、あれは大企業の話なのかなと思います。

それから発効日につきましても、貰うほうは早いにこしたことはないのですが、いわゆる支給するほうからするとやはり準備が必要になってきます。生産性を上げるということで一定程度の投資も必要になってきます。そうしますと準備が必要になってきますので、やはり急激な引上げというのは企業側にとっては非常に負担になるということ等を感じたものですから、申し上げさせていただきました。

川口部会長

ありがとうございました。ほかにはございませんか。

すいません、私のほうから1点、2点ほど、白石委員のほうに。4ページのところの連合鹿児島の報告の部分で、真ん中の300人未満のところが対前年比でマイナスになっている

とかいう、ここに関しては何か説明はございますか。分かる範囲で構いません。

白石委員

昨年から比べると金額的に少し、額にして773円下がったというような形ではございますけど、やはりこの300人未満の中で99人以下というようなところがちょっと低くなっていることの見解になります。

川口部会長

はい。あわせて、7ページの表の、一番下段の表のところで、5人から29人規模の事業所において、令和5年度よりも令和6年度に至ってパートタイマーの数が減少しています。この内容に関して何かご説明がありますか。

白石委員

ここに関しては、データを見て検討するところになります。

川口部会長

ありがとうございました。

ほかには、労側の補足説明についてございませんか。よろしいですかね。

(質問等なし)

川口部会長

続きまして、使用者側のご報告ですが、前の専門部会では目安額が決まってない段階で、次は具体的な金額提示をお願いしましたが、昨夜目安額が示されたということで、今現在においての使側の目安額についての考え方等のご発言をいただければと考えます。

濱上委員

この64円に対する考え方ですか。

川口部会長

いや、64円自体に対する考え方というよりは、先ほど労側に言ったように、取りあえず、自分たちが目安額を今日出せるか、出せないかという点に関してのみでも構いません。

濱上委員

いえ、提示はできません。

川口部会長

了解しました。本日及びこれからの審議に関しての話にこれからなるかと思えます。そこに関しても、今現時点で使用者側、何かございますか。

濱上委員

前回、使用者側見解を出したときに、何かデータがあるのかというようなことを公益の松本先生からありましたので、労側ほど詳しくはないのですが、一応シンプルにまとめてみましたので、それを説明させてもらってよろしいでしょうか。

すいません、簡単なA4、2枚程度のメモ程度のものですけれども、簡単にご説明をさせていただきます。

先ほど会長から、使用者側見解を簡単にまとめていただきましたが、まず現状認識というところで、アメリカとの相互関税の問題というところも挙げさせていただいておりました。先行きの不透明感、不安感は拭えないという話をしたのですがすけれども、その点に関しましては、これまで無関税だった養殖ブリあるいは緑茶が15%の関税がかかってくるということでございます。ここはやっぱりインパクトがあるのかなと。その他、米農家さんとか牛肉等についてはまだ詳細分からないのですがすけれども、少なくとも養殖ブリ・緑茶に関しては、15%の関税がかかってくるということ。

それから、雇用情勢についてですけれども、本日最新のデータが出されました。前回、使用者見解出したときは、鹿児島の有効求人倍率は1.1倍ということでお出ししたのですがすけれども、本日出されましたものは1.08倍。減少傾向です。人手不足ではありますけれども、減少傾向にありますということです。この1.08倍というのは全国で39番目、九州では7番目、沖縄が一番下ですがすけど、その下から2番目と。やはり物価等上がってくるということによって、新たに人を雇用する余力が落ちてきたのかなということでございます。

それから、機会ロスの話ですけれども、これについては詳細なデータ等があるわけではないのですがすけれども、少なくともバスですとかタクシー事業者さん、運転手が不足しているということで減便、減車せざるを得ないということ。それから、外食産業においても、席は空いているけどお客様を入れられないというような、そういった機会ロスが生じているというようなお話を聞きます。

それから、鹿児島の経済の今後について、あらゆるものを見ても全体的に回復傾向にあるというような表現にはなってるのですがすけれども、2025年度の設備投資額、これは日銀短観6月の発表の数字ですがすけれども、前回調査と比べて修正されているのですが、その修正率が、製造業がマイナスの8.8、非製造業がマイナスの1.6で、全産業でマイナスの7.8という、7月1日発表の数字が出ております。

それから新卒者、人材の採用計画が下方修正されるというふうに書いていますけれども、

これは2025年度採用計画が前年度比、製造業でマイナスの31.5%、非製造業はプラスの2.6%になっています。全産業的に見るとマイナスの15.2%ということで、設備投資がマイナス傾向、それから新卒者の採用もマイナス傾向で、中長期的な成長という観点からいうと、非常に気になる数字であるということでもあります。

それから、先ほどからありますけれども、最低賃金は罰則付きの強制力を伴っているということです、最賃法40条には50万円以下の罰金ということです。

それから、「価格転嫁が進まずに」というふうに書きました。これについてはですね、鹿児島銀行さんが4月30日に発表した資料です。労働局さんから頂いたこの第1回本審資料にも書いてありますけれども、「人件費上昇分の価格転嫁を十分に行ったのは10%にとどまった」というふうに書いています。「とどまった」というのは、これは私が書いたのではなくて、鹿銀さんのご意見ですけども、10%というふうに書いてございます。これは本審の資料にも書いてございます。

それから、先ほども出ました労働分配率ですけども、2025年版の中小企業白書、これを見ましたら、大企業は、先ほどもありましたように、資本金10億円以上の大企業ですと、労働分配率は48.2%と余裕があるなということですけども、資本金1千万円から1億未満、鹿児島はここが非常に多いと思っていますけれども、この労働分配率は76.9%。小規模、資本金1千万円未満のところはもう80%。既に労働分配率がこれだけになっているということでございます。

それから、最賃1,500円に関するアンケート。最賃1,500円という数字が去年の段階から取り沙汰されていたんですけども、その段階で東京商工リサーチさんが調査をしました。これは全国アンケートですけども、5年以内に、要するに2020年代終わりですけども、5年以内に1,500円への引上げは可能かどうかを聞いたところ、「不可能だ」と答えたのが48.4%です。そこに「およそ半数」って書いたのは、48.4%と、そういう意味でございます。これは、ちなみに全国の2,558社が「不可能だ」と答えている。回答したのが5,277社ですか。という数字です。ごめんなさい、鹿児島の数字は分かりません。

じゃあ、鹿児島県内企業の最賃への対応ということで、令和7年度、今年度に許容できる引上げ幅というのをこれまた鹿銀さん、九州経済研究所さんが調査をしています。2024年12月に発行された会報の中にその調査結果が出ています。去年が56円だったんですけども、引上げ幅が1円から56円未満だったら引き上げられますよと、許容できますよという企業が36%、去年と同じ額56円なら引き上げられますよというところが26%、合わせて62%ですね。それから引上げ額について、ゼロ円、もうこれ以上引き上げられませんと答えたのが13%ありました。一方で、57円以上、今年度を上回る引上げができますよと答えたのが26%、4分の1の企業です。480社のうち301社が回答という数字ではあるんですけども、大まかな傾向は分かると思います。今申し上げました、75%ですね、4分の3の企業が56円以上は無理だと答えているということです。

それから、先ほどから出ている消費者物価指数、消費者物価地域差指数ですね。これも第1回本審で頂いた資料、インデックス赤の14ですけれども、先ほど労側のほうからの、上昇率が非常に高いという、鹿児島は全国2位でしたでしょうか、上昇率が非常に高いという数字をいただきましたけれども、この指数そのものを見ると、全国平均を100として、鹿児島は96.4です。鹿児島の96.4というのは全国から2番目に低い数字です。ですから、上昇率は高かったかもしれませんが、指数そのものは下から2番目であるということです。

それから、実質賃金指数、この増減率というのを鹿児島県の毎月勤労統計調査、地方調査で出しています。そこに記載してございますけれども、令和6年、昨年が、鹿児島はプラスの5.2。要するに実質賃金指数ですね、購買力と言ってもいいと思うのですが、全国的にはマイナスの0.3。賃金は上がったけど物価も上がったから実質的にはマイナスですよということです。全国的にはマイナスの0.3なのですから、鹿児島はプラスの5.2ということで、もちろん物価も上がったのですけれども、それに合わず形で賃金も頑張っているということでもあります。ちなみに、令和元年はマイナスの1.9、令和2年はプラスの2.2、令和3年はプラスの1.8、令和4年はマイナスの4.1、令和5年がマイナスの1.6だったのですが、令和6年は鹿児島はプラスの5.2になっているということです。

それから、賃金改定状況調査の第4表を重視すると言いました。それによりますと、第4表の3、Cランクは3.1%ということでもありますけれども、この数字はやや、やっぱり低いのかなとは私も思います。

それからトピックとして、先ほど弁護士会とか労連さんなど、労働者側さんからのいろいろ意見書、要望書というのがありましたけれども、今回初めて使用者側団体から意見書が出たと、タクシー協会さんから出たということでもあります。タクシー協会さんからの要望というのは、やはり3要素のうち、支払い能力をきちんと見てほしいという要望が出たということでしたので、我々使用者側とすれば、やはりそこはきちっと見ていきたいなということもございます。基本的見解に関する裏づけのデータというのは、そういったことでございます。

以上です。

川口部会長

ありがとうございました。

ただいま使用者側からは、基本的考えに補足した説明資料等がございました。

この説明と報告等に関しては何か委員の皆さん、ございませんか。

千代森委員

使側の千代森でございます。

今、瀨上委員のほうから、1枚目の下から2つ目の項目の最賃1,500円に関するアンケート、東京商工リサーチ調査の数字のご紹介がありました。私もこの数字ちょっと気になりまして、東京商工リサーチの資料を見ますと、全国では時給1,500円を「不可能」と答えた企業が48.47%。これが都道府県別の表がありましてそこを見ますと、鹿児島県は「不可能」と回答した企業が63.46%となっております。全国平均の48.47%よりも15ポイント高くなっている結果が出ております。そして、全国の48.47%の規模別、企業の規模別というのでまた分類がありまして、そこを見ますと、大企業が「不可能」と答えたところは34.7%、中小企業はそれに対して49.6%ということで、14.9ポイント上回っております。いずれにしましても、鹿児島県で「不可能」と回答した企業が、全国平均よりも非常に高く、63.46%となっております。

東京商工リサーチのこの調査の総括としまして、こういったことも書かれておりました。「人件費高騰」による倒産は年間最多の前年を大幅に上回っており、賃上げを実施した企業も、物価高に伴う収益悪化や業績成長の鈍化から賃上げ疲れが漂い始めており、令和7年の賃上げは大企業と中小企業の規模による格差が生じかねないと。事業継続と倒産・廃業の分岐点になるかもしれないということも書いてありましたので、ご紹介させていただきます。

川口部会長

ありがとうございました。補足説明ということで。

今の説明等を含めまして、何かございますか。

ご質問なされた公益の松本委員のほうから何かございませんか。

松本委員

公益の松本です。詳細な資料、ありがとうございました。

支払い能力の問題、3つ目の項目ですが、この辺りを労のほうはもちろん、物価や賃金に合わせて引上げということの事情は分かるのですが、現実的に支払い能力が全国平均のみならず鹿児島でどうなのかということをより正確に見極めていく必要が双方大事なかと考えておりました、その意味で、アンケート結果ということで一つ資料をお示しいただいたのはよかったかなと思いますが、一方で、やっぱりアンケート結果なので、経営者の皆さんは当然、厳しいというようなニュアンスでの回答を寄せられると思いますので、この辺りのより実態みたいなことを掘り下げていければいいのかなと思うのですが。

それから、2枚目の資料のほうに、ごめんなさい、1枚目の一番下の項目の、現実的に幾らぐらいの範囲であれば引上げが可能か否かという九州経済研究所さんの資料を載せていただいているのですが、単年度でこの年の報告だと、この金額だと可能か否かという回答を紹介していただいているのですが、経年変化みたいなものがあればちょっと把

握りたいなというふうに思いました。実際にはどれぐらいの金額水準であると引上げは可能か、不可かというふうな回答をしていたけれども、実際に引き上げられた場合にはどうであったのかというような、その辺りの、単年じゃなくてちょっと経年変化みたいなものも把握できればいいのではないかなという印象を持ちました。

取りあえず以上です。

川口部会長

ありがとうございました。

ほかにはございませんか。よろしいですかね。

(質問等なし)

川口部会長

ご意見、ご質問等ないようです。本日、金額の提示というのは労側も使もちょっと困難であるということですので、行われておりません。そして、昨夜の発表でしたので、検討する時間と余裕もない、委員間同士の意見交換、共有する余裕もなかったと思います。今回はこういった形での平場での審議というのはこのぐらいでよろしいかなと私自身は考えているところですけど、よろしいでしょうか。

(異議なし)

川口部会長

ということで、あと、金額提示がない段階ではございますが、二者協議の取扱いとして本日はいかが取り計らいましょうか、ちょっとご意見を伺いたいと思います。二者協議をされますか、どうでしょうか。

労側、ご希望等ありますか。

白石委員

労側としては希望をいたしております。

川口部会長

分かりました。

使側はいかがですか。

濱上委員 はい。

川口部会長

希望されるということですね。了解いたしました。

それでは、これもちまして一応平場での協議は終了いたしまして、公労、公使における二者協議の場を設けたいと思います。

それでは、傍聴者及び取材関係者の方々は、ご面倒ですが一旦退室をしていただき、控室へご移動ください。また、公労使による三者協議を再開する場合は事務局よりご案内申し上げますので、お手数ですがよろしく願い申し上げます。

傍聴者及び取材者退室

川口部会長

それでは、議事を再開したいと思います。

ちょっと時間が押しております。ただいま二者協議を終えたところであります。労側と公益、そして使側と公益が、金額提示が無い中でいわゆる基本的な考え方、ほかの質疑応答、率直な意見交換等を行ったところであります。

ということで、次回の第3回の専門部会にて、具体的な金額提示や、さらに議論を深めていきたいと考えているところでありますので、よろしく願いいたします。

事務局からの連絡事項等ありましたらお願いいたします。

二石補佐

今回は8月8日金曜日午前10時からの開催となります。会場は本日と同じこの会議室となります。よろしく願いいたします。

川口部会長

ありがとうございました。

それでは、次回は予定どおり8月8日金曜日午前10時からこの会場にて開催いたします。

それでは、最後に議事録確認者を指名いたします。労側は白石委員、使側が濱上委員、お二人をお願いいたしたいと思います。よろしく願いします。

ということで、長時間に及びましたけど、本日の専門部会はこれにて閉会いたします。どうもありがとうございました。